明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（四一）　六
○文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（四二）　九
○土地改良法の一部を改正する法律（四三）　一六
○生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（四四）　三
〔政　令〕
○労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（一八四）　三六
○生活保護法施行令の一部を改正する政令（一八五）　三六
〔府　令〕
○財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府二九）　三九
〔府令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・総務四）　三
〔省　令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務三六）　三
○外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令（財務四五）　三
○生活保護法施行規則及び生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働七二）　四
〔規　則〕
○核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の一部を改正する規則（原子力規制委六）　五
〔告　示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務一七六）　六
○生活保護法施行規則第十八条の十の規定に基づき厚生労働大臣が定める額を定める件（厚生労働二四四）　六
○船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則その他の原子力規制委員会関係規則及び原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示等の一部を改正する告示（原子力規制委四）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所　破産、免責、再生関係　六
特殊法人等　独立行政法人都市再生機構、西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　六
地方公共団体　行旅死亡人、特定空家等の除却命令関係　八
会社その他　二五
会社決算公告　二六

本号で公布された法令のあらまし

◇独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（法律第四一号）（総務省）

1　題名及び総則関係

(一)　題名の改正（題名関係）

法律の題名を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法」に改めることとした。

(二)　機構の名称の改正（第二条関係）

「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」の名称を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改めることとした。

(三)　機構の目的の改正（第三条関係）

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「機構」という。）の目的に、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業に係る基本的な役務の提供の確保を図り、もって利用者の利便の確保及び国民生活の安定に寄与することを加えることとした。

2　役員及び職員関係

(一)　役員の定数の増加（第六条第二項関係）

機構に置くことができる理事を二人とすることとした。

(二)　役員の欠格条項の追加（第九条関係）

役員となることができない者として、日本郵便株式会社の役員を明記するとともに、関連銀行及び関連保険会社の役員を規定することとした。

3　業務関係

(一)　郵便局ネットワーク支援業務の追加（第一三条第一項関係）

1の(三)の機構の目的を達成するための業務に、郵便局ネットワークの維持の支援に関する次に掲げる業務を加えることとした。

(1)　郵便局ネットワークの維持に要する費用の一部に充てるための交付金を交付すること。

(2)　拠出金を徴収すること。